

栃木県地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

栃木県地区においては、令和2年12月25日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.89%）いたしました。これによる令和4年1月から6月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

88社

（注）集計事業者は、役員のみが乗務する事業者等10社を除く78社である。

2 平均増収率

16.69%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の営業収入（税引き）}}{\text{令和2年1月から同年6月の営業収入（税引き）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

11.24%

改定前1人平均給与月額 （令和2年1月から同年6月）	改定後1人平均給与月額 （令和4年1月から同年6月）
176,231円	196,047円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
6社	12社	40社	20社	0社	0社	0社	78社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{令和2年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める貸金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
17社	5社	7社	11社	4社	2社	0社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
2社	29社	78社

（注）貸金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の貸金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{令和2年1月から同年6月の貸金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

（1）労働者負担の軽減

- ・労働者負担に変更がない事業者数 2社
- ・労働者負担を採用していない事業者数 76社

（2）手当類の創設・拡充・・・詳細は別記1のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 1社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 1社

（3）その他・・・詳細は別記2のとおり

- その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数 14社

<問い合わせ先>

(一社)栃木県タクシー協会

担当者 鉢村

連絡先 028-658-2416

<配布先>

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

別記

1 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

・ 皆勤手当、無事故手当 1 社

(2) 拡充された手当類

・ 稼働手当 1 社

2 その他

・ 労働時間の短縮 1 2 社

・ 給与規定の見直し 2 社